

地域生活移行推進民間提案事業 ～ともに生きる社会を目指して～ 募集要項

<応募受付期間>

【令和6年度実施分】

令和5年12月22日（金）～令和6年1月31日（水）

<応募書類提出先>

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課福祉施設グループあて
〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-285-0738 FAX 045-201-2051

応募書類掲載場所：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/minkanteian/bosyuu.html>

目次

I. はじめに	1
II. 地域生活移行民間提案事業について	1
1. 事業内容	1
2. 応募対象者の要件	2
3. 対象となる経費と支払時期	3
4. 各種補助金との重複について	4
5. 施設整備について	4
III. 応募にあたって	5
1. スケジュール	5
2. 提案事業について	6
3. 事業の実施期間	7
4. 限度額と交付期間	7
5. 応募に必要な書類	7

I. はじめに

令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が施行されました。この条例では、障がい当事者の意思を尊重し、本人が望む支援を行うために、一人ひとりの心に耳を傾け、支援者や周りの人が工夫しながら支援することが、障がい者のみならず障がい者に関わる人々の喜びにつながり、その実践こそが、お互いの心が輝く当事者目線の障害福祉であるとされています。

また、「障害者が障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者のみならず誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現」が条例の目的です。

このたび、県は、この条例を規範にして、施設に入所する障がい者が希望する地域で暮らせるよう地域生活への移行に資する民間提案による事業を募集することとしました。

II. 地域生活移行推進民間提案事業について

1 事業内容

○地域生活移行を推進するために、障がい保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募集し、採択した事業に対して補助を行います。

※障がい者支援施設からの地域生活移行を対象とするものです。

○令和5年度は、湘南西部圏域及び県西圏域の2圏域を採択しました。令和6年度は、既に採択した2圏域を除く3圏域（県央・湘南東部・横須賀三浦）に対して募集をかけ、応募があった中から1圏域を採択します。

○県が設定するテーマに係る提案事業を募集し、評価委員会の評価を経て採択した事業について、その事業に要する経費の一部を補助します。

■ 事業に要する経費については、年間1,000万円を上限※に補助金を交付します。

※ 継続期間中の交付金額については、初年度の事業計画書に基づき評価委員会の評価を経た上で県が最高交付額と最高交付年度を定め、それ以外の年度の交付額は最高交付額の75%を上限とします。

（例：1年目7,500千円、2年目10,000千円、3年目7,500千円）

また、継続期間中に事業計画の変更を行う場合でも、原則、計画初年度に評価委員会の評価を経た上で県が定めた年度ごとの計画額を超えることはできません。

■ 最長3年間※

※ 年度ごとに改めて翌年度の申請書の提出が必要となり、事業の進捗状況及び今後の事業計画等について評価委員会の評価を経た上で、県が継続の可否を判断することになりますので、継続が約束されるものではありません。

※ 本事業による補助終了後も、提案・実施法人による自主的な取組、あるいは、本事業の成果により構築された体制・仕組みによる取組の継続がされることを原則とします。

2 応募対象者の要件

■ 応募者（事業提案者）の要件

次の全ての要件を満たす者

- ① 現に、神奈川県内で障害福祉サービス事業所等の運営実績があるもの
- ② 継続した活動が期待されるもの
- ③ 地域における事業の実施にあたり他の事業者や市町村と連携ができるもの

次の事項に該当する法人等は、申請することができません。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人
- (イ) 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている法人
- (ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- (エ) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない法人等
- (オ) 県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人等
- (カ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団
- (キ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
- (ク) 児童福祉法第21条の5の15第3項及び障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当する法人
- (ケ) 同一法人が運営する既存事業所において、障害者総合支援法第48条第1項及び児童福祉法第21条の5の22第1項に基づく監査を受け、障害者総合支援法第49条第1項及び第2項並びに児童福祉法第21条の5の23第1項に基づく勧告又は、障害者総合支援法第50条第1項及び児童福祉法第21条の5の24第1項に基づく行政処分を受けた日から5年を経過していない法人等
- (コ) 同一法人が運営する既存事業所について、事前相談の時点で県障害サービス課監査グループをはじめとする行政機関から虐待認定や書面で指導を受けており改善措置が完了していない法人等

3 対象となる経費と支払時期

■ 対象となる経費は、申請する事業に直接必要な経費です。

事務所の賃借料、水道光熱費等の維持・運営全般に要する管理費等については、申請する事業に直接要すると認められる場合に限り、対象となります。

【具体的な対象経費の例】

1 人件費	給料手当	職員給料手当(〇〇〇〇円/時間) …月額支給の場合も時間単位で換算し記載願います。 職員が、本来の業務とは別に提案業務の実施に従事する場合は、時間按分で算出することもできます(法定福利費も同様)。 専門職の方に業務を依頼する場合は、「2その他経費」の「諸謝金」での計上となります。
	臨時雇賃金	臨時雇賃金(〇〇〇〇円/時間) …日額支給の場合も時間単位で換算し記載願います。
	通勤費	提案事業実施に必要な通勤費(実費)(職員が兼任している場合は按分も可能。)
	法定福利費	社会保険、労働保険等(職員給料手当の支給に必要な法定福利費を記載してください。)
2 事業費	業務委託料	業務委託料(委託内容、委託先の予定も含め、具体的に記載してください。)
	諸謝金	講師、専門家等への謝礼金
	印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット等印刷代、資料作成費
	会議費	会議、研修、講座等開催経費、イベント開催時の食糧費等(飲食経費は原則として計上できません。講座開催時の講師お茶代、お弁当代や、イベント当日の事業運営上やむを得ない事情のある場合に限りです。)
	旅費交通費	事業実施者、ボランティア、講師等の公共交通機関費用(実費)(グリーン車などの特別料金は除く。)
	車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合に記載(車両借料、ガソリン代、駐車料金等。)
	通信運搬費	切手、郵送料、宅配料、電話代、オンライン(Zoom)利用料等通信料
	消耗品費	文房具、書籍、機材、資材、記録用媒体等(消費税込みで10万円未満の消耗品。)
	水道光熱費	活動場所の電気、ガス、水道料(事業で利用する場合のみ。)
	地代家賃	活動場所の賃借料(事業を実施するために新たに必要となる活動場所の家賃。既存の事務所内で研修会や相談業務等を実施する場合は、按分して計上することが可能。)通常の運営のための事務所家賃は対象となりません。
	賃借料	会場使用料(会場付帯設備を含む)、機器(パソコン等)の賃借料
	保険料	事業に必要な保険料(団体が既に参加している場合は、按分での計上も可能。)
	諸会費	事業実施に必要な会費、参加費、情報交換会への参加費等
	手数料	振込手数料、登録手数料等
	広報活動費	事業告知等のための新聞、SNS、雑誌、情報誌等広告経費等
雑費	少額で他のどの勘定科目にもあてはまらない経費	
その他経費	消耗什器備品購入費(10万円未満で事業に必要なものに限る。)	

(注) 事業を実施する上で必要な経費で、上記対象経費に記載のないものについては、障害サービス課にご相談ください。

■ 原則として、収支予算書のとおり事業を執行していただくこととなりますので、積算に漏れのないよう記載してください。収支予算書に記載のない項目の執行については、原則として認められませんのでご注意ください。

■ 備品の購入を検討される場合は、事前に県障害サービス課にご相談ください。

■ 四半期ごとに概算で支払い、事業終了後、県に提出する事業報告書をもとに精算をしていただきます。

■ 消費税等にかかる「仕入控除税額」が確定した際は、速やかに消費税仕入控除税額報告書を提出していただきます。報告書の内容を精査の上、必要が生じた場合には、当該控除金額相当額を返還していただくことがあります。

4 各種補助金との重複について

- 事業提案に際して提出された事業の収支予算書を精査し、必要経費として認められたものから、指定障害福祉サービス事業等の国報酬や国、県、市町村補助金の活用見込額を差し引いた額を交付額とします。

5 施設整備について

- 新たに施設を整備する場合の費用については補助対象外となりますが、提案のなかで施設整備が計画されている場合には、国庫補助協議において優先的に支援します。なお、その場合、県の障害福祉施設等施設整備費補助金の募集に別途応募する必要がありますので、ご注意ください。
- 提案の中で施設整備が計画されており、県の障害福祉施設等施設整備費補助金に応募したが、国庫補助協議で不採択となった場合であっても、民間社会福祉施設整備借入償還金補助（障害福祉施設）の補助対象とする。なお、その場合の償還金補助額は単年度 1,000 千円（総額 20,000 千円）を上限とする。

Ⅲ. 応募にあたって

1 スケジュール

① 事前相談 令和5年12月～	事業提案書の提出にあたり、県に事前相談をしていただきます。 事前相談を実施しないと、申請はできませんのでご注意ください。
② 事業の提案 令和5年12月～ 令和6年1月31日	地域生活移行の推進に係る事業提案書を提出していただきます。
③ 資格審査及び申請内容 の確認等 令和6年2月中旬	申請書類の受理後、障害サービス課において資格審査を行います。 また、申請内容について、障害サービス課から確認又は照会を行う場合があります。
④ 評価委員会による評価 令和6年3月中	評価委員会は、書類、公開で行うプレゼンテーション、質疑応答等をもとに総合的な評価を行います。
⑤ 補助対象事業の選定 令和6年3月中	評価委員会の評価を基に、県で補助対象事業を選定します。
⑥ 交付決定 令和6年4月	提出された交付申請書をもとに、県が交付決定を行います。
⑦ 事業実施 令和6年4月～	事業計画書等に沿って、事業を実施していただきます。
⑧ 状況報告 令和6年10月	事業期間が6か月を超える場合、事業開始6か月後に事業の実施状況について報告書を提出していただきます。
⑨ 成果発表・継続申請の評価 令和7年2月	事業の成果を公開で発表していただきます。(評価委員会委員、県内障害福祉サービス事業所の運営法人が参加します。) また、継続申請をする場合は、成果発表をもとに評価委員会による評価を行います。
⑩ 事業完了 令和7年3月	事業が完了してから10日以内に実績報告書等を提出していただきます。 その内容を確認した上で、県が事業費の確定をし、補助金の精算を行います。

2 提案事業について

- 地域生活移行推進民間提案事業は、地域生活移行を推進するために、障がい保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募集し、採択した事業に対して補助を行うものです。
- 募集する事業テーマは、以下のとおりとなります。共通テーマ「3年間で15人（毎年5人）以上の地域生活移行の推進」は必須要件となります。

共通テーマ（必須要件）	推奨テーマ
3年間で15人（毎年5人）以上の地域生活移行の推進	福祉人材の確保
	相談支援体制の強化
	緊急時の受入体制の確保

- 提案事業に係る評価の主なポイントは、以下のとおりとなります。

基本的な視点	評価項目と配点		
計画の評価	ニーズ	圏域における課題（ニーズ）を把握したうえでの計画になっているか	5点
	担い手	当該事業の実施に必要な知識や経験、ネットワークなどを有しているか。また、地域移行の実績を有しているか。	5点
	手法	課題解決のための効果的な手法となっており、かつ関連する法令等との整合が図られているか	5点
	実現可能性	計画は具体的でかつ実現可能なものになっているか	5点
	費用対効果	収支予算は、計画との整合が図られ、かつ費用対効果に優れたものとなっているか	5点
期待できる効果	自立性	補助金の交付を受けることで、地域生活移行の推進が見込まれ、当該事業の安定、継続、発展につながる事が期待できるか	5点
	波及性	モデル性を有し、かつ圏域の地域生活移行の推進に影響を与えるなど波及性が見込まれるか	5点
	インパクト（影響）	県の取組の推進に向け、強い推進力となる事が期待できるか	5点
当事者目線の障害福祉に係る評価	当事者目線の障害福祉の推進に資する提案であるか総合的に評価		10点
合計			50点

- 補助の期間は、最長3年までとします。原則、本事業による補助終了後も、自主的な事業の継続及び自立化をしていただきます。
- 提案は、単独、共同のいずれでも可としますが、申請の代表法人を必ず設定してください。ただし、市町村は共同提案者となれますが、単独提案や共同提案の代表者となることは不可とします。

(参考) 障がい保健福祉圏域
県央 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横須賀三浦 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町

3 事業の実施期間

- 令和6年度に実施する事業で、次の期間の経費を対象とします。

期間：交付決定後～令和7年3月31日(月)

4 限度額と交付期間（再掲）

- 事業に要する経費については、年間1,000万円を上限*に補助金を交付します。
※ 継続期間中の交付金額については、初年度の事業計画書に基づき評価委員会の評価を経た上で県が最高交付額と最高交付年度を定め、それ以外の年度の交付額は最高交付額の75%を上限とします。
(例：1年目7,500千円、2年目10,000千円、3年目7,500千円)
また、継続期間中に事業計画の変更を行う場合でも、原則、計画初年度に県が定めた年度ごとの計画額を超えることはできません。
- 事業提案に際して提出された事業の収支予算書を精査し、必要経費として認められたものから、指定障害福祉サービス事業等の国報酬や国、県、市町村補助金の活用見込額を差し引いた額を交付額とします。
- 継続して補助金の交付を受けられる期間は最長3年間です。
ただし、年度ごとに改めて翌年度の継続申請書の提出が必要となり、事業の進捗状況及び今後の事業計画等について評価委員会の評価を経た上で、継続の可否が判断されることとなりますので、継続が約束されるものではありません。

5 応募に必要な書類

- 次の書類をモノクロ片面印刷（文字の網掛けやカラー印刷は不可）し提出してください（提出された書類は、返却いたしません）。

ア 様式指定の書類

- (ア) 補助金交付申請書（第1号様式の1）
- (イ) 法人調書（第1号様式 別紙）
- (ウ) 事業計画書（第2号様式）
- (エ) 収支予算書（第3号様式）
- (オ) 事業継続希望調書（継続を希望する場合）（第4号様式）
- (カ) 申請者連絡票（第5号様式）
- (キ) 役員等氏名一覧表（第6号様式）
- (ク) 申請資格がある旨の確約書（第14号様式）
- (ケ) 重大な事故又は不祥事に関する報告書（第15号様式）

イ 法人等に関する書類

既存の資料の写しを提出してください。

- (ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (イ) 当該年度の報酬（給与）等の支給基準、給与規程等
- (ウ) 最新の事業計画書及び収支予算書
- (エ) 最新の事業報告書
- (オ) 最新の申請法人等が運営する指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査結果及び指導事項等に対する対応状況等についての書類の写し
- (カ) 法人の運営する既存事業所において、行政機関から虐待認定を受けている場合は、改善措置を講じたことわかる書類

ウ 官公庁の発行する書類（3か月以内に発行された原本に限る）

次の税目に係る直近3年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）

法人県民税・法人事業税（本部及び県内事務所に係るもの）、消費税及び地方消費税

※1 法人が行う事業のうち、法人税の課税対象となる収益事業を実施している場合は、税を滞納していないことの証明書を提出してください。

※2 消費税及び地方消費税の納税証明書は国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）でも構いません。

■ 申請書類の提出部数

・ア（ア）～（ケ）、イ（オ）及び（カ）に掲げる書類

：正本1部、副本4部（漢字には必ずふりがな（ルビ）を振ってください（イ（オ）及び（カ）を除く）。副本は写しを提出してください。）

あわせて、電子データ（ワード又はエクセルファイル）を記録したCD1枚をご提出ください。

・イ（ア）～（エ）に掲げる書類

：電子データをご提出ください。

・ウに掲げる書類

：1部ご提出ください。

■ 様式について

申請書の様式は、県ホームページから様式（記入用）の電子ファイル（ワード版・一部エクセル版）をダウンロードして、ご利用ください※。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/minkanteian/bosyuu.html>

■ その他

・ 応募に要する経費（継続申請に要する経費を含む。）は、応募者の負担となります。

・ 補助事業が採択された場合の、成果発表に要する経費は、応募者の負担となります。

・ なお、本事業は、当補助金に係る県の令和6年度予算が成立した場合に限り実施しますので、
予めご承知おきください。